

北陸地方整備局建政部

記者発表資料

配布日時

令和元年12月18日

取り扱い

配布を以て解禁

大臣許可業者12社に是正勧告 ～建設業法令遵守推進本部 立入検査の中間結果～

北陸地方整備局建設業法令遵守推進本部では、令和元年度活動方針を踏まえ、本年7月以降、順次、建設業許可業者に対する立入検査を実施しているところです。

この度、早期に是正を促す観点から、改善を要する行為が確認された建設企業に対して、勧告を行いましたので、令和元年度上半期(7月～9月)の立入検査実施状況及び勧告の概要をお知らせします。

1. 大臣許可業者に対する立入検査の実施について【詳細は、別紙参照】

令和元年7月から令和元年9月にかけて、大臣許可業者31社に対し実施し、特に改善を要する事項が確認された12社に改善を求める勧告を行いました。

多く見受けられた不適切事例としては、「契約書面の未交付」が挙げられます。

2. 社会保険加入対策等に関する確認・是正指導について【詳細は、別紙参照】

社会保険加入対策として、立入検査に際し、社会保険加入に必要な原資となる法定福利費の確保状況について確認した結果、「法定福利費の内訳明示を見積条件としていない」、「下請負人から、法定福利費を内訳明示した見積書が提出されていない」といった不適切事例が多く見受けられました。これらの不適切事例に対しては、その場で是正指導を行いました。

詳細については、別紙をご覧ください。

配 布 先	新潟県政記者クラブ 新潟県政記者クラブ 富山県政記者クラブ 石川県政記者クラブ その他建設専門紙
-------------	--

お 問 い 合 わ せ	国土交通省 北陸地方整備局 建政部 建設業適正契約推進官 石川（いしかわ） 建政部 計画・建設産業課 課長補佐 関根（せきね） TEL：025-370-6571 FAX：025-280-8746
----------------------------	--

(別紙)

建設企業に対する立入検査の実施と結果

実施期間	令和元年7月 ~ 令和元年9月		
立入業者数	31社		
勧告業者数	12社 (新潟県内 6社 富山県内 2社 石川県内 4社)		
勧告内容 (内訳)	契約書面の未交付	4社	建設業法第19条第1項違反
	変更契約書面の未交付	7社	建設業法第19条第2項違反
	工事着手後の契約締結	3社	建設業法第19条第1項違反
	追加工事等着手後の変更契約締結	1社	建設業法第19条第2項違反
	下請代金の支払時期が不適切	4社	建設業法第24条の3違反 建設業法第24条の5違反

※1社の勧告に対して複数の勧告事由が含まれるため、勧告業者数と内訳は一致しない。

社会保険加入対策に関する事項

立入検査に際し、社会保険未加入対策の取組として、社会保険の加入に関する下請指導ガイドラインに基づき、社会保険加入に必要な原資となる法定福利費の確保状況について確認しました。「法定福利費の内訳明示を見積条件としていない」、「下請負人から法定福利費を内訳明示した見積書が提出されていない」といった不適切事項に対しては、その場で是正指導を行いました。

法定福利費の内訳明示を見積条件としていない	16社	是正指導
下請負人から、法定福利費を内訳明示した見積書が提出されていない	17社	是正指導